

市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会記録
【 速 報 版 】

令和7年9月18日開会

速報版

- この会議録は録音を文字起こした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものため、今後修正されることがあります。
- 正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 竹内康洋委員長 おはようございます。これより委員会を開会いたします。

議題に入ります前に、法定団体に準ずる団体の経営状況報告について当局から関係書類が提出されましたので、席上に配付しておきました。



◎ 市第22号議案の審査、採決

- 竹内康洋委員長 消防局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

初めに、市第22号議案を議題に供します。

市第22号議案 高規格救急車の取得

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。

- 佐々木消防局長 市第22号議案、高規格救急車の取得について御説明いたします。

議案書の87ページに記載がございますが、本日はモニターのスライド資料を使用して御説明いたします。

モニターを御覧ください。

1、概要ですが、救急体制の充実を図るため、高規格救急車を買い入れます。件名は、高規格救急車。内容は、救急用車両及び装。数量は19台で、内訳は更新16台、増隊3台となっております。

なお、増隊3台の配置場所は、鶴見消防署生麦消防出張所、保土ヶ谷消防署、青葉消防署を予定しています。

2、金額ですが、単価は入札の結果、車両1台当たり1760万円、合計金額は3億3440万円でございます。

3、提案理由ですが、救急体制の充実を図るため、高規格救急車を取得するに当たり、予定価格が1億円を超えるので、横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

4、主な装備品等についてですが、救急車内には搬送用のストレッチャー、バックボード、防振架台を備えているほか、自動体外式除細動器、観察用モニター、12誘導心電計などの資器材を装備しています。

以上で、議案の説明を終わります。よろしく御審査のほどお願いいたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

- おさかべさやか委員 第2回の5月のときに、一般質問で電動ストレッチャーについて要望させていただいたのですけれども、その後の進捗のほどはいかがなものかと思いまして、いかがでしょうか。

- 佐々木消防局長 電動ストレッチャーでございますが、現時点では来年度の導入に向けて検討しているところでございますが、本年の6月に救急隊員を対象にいたしまして、この電動ストレッチャーを扱っている業者に来ていただきまして、デモンストレーションをやっていただきました。その後に救急隊員にアンケートを取ったところなのですけれども、大方好評でございまして、持ち上げるときに電動でストレッチャーが上がりますので、腰への負担は大分軽くなるのかなというところでございました。

一方で、電動になりますので、モーターとバッテリーがつきますので、現在扱っているストレッチャーよりもかはちょっと重くなると。30キロほど重くなるということになりますので、取り回しがちょっと重くなるのかなというところでございます。

それと、あと救急車に電動ストレッチャーを載せましたときに、救急車内で心臓マッサージをやる必要が起きたときには、当然隊員が立ったままストレッチャーの上で心臓マッサージを行うのですけれども、ストレッチャーの高さが若干変わるというところから、今後、検討に向けての確認、検証を続けてやっていただきたいということをアンケートから頂いております。

- おさかべさやか委員 その高さが変わるというのは、変えられたりとかは電動でするかと思うのですけれども、そのやり方を検証するということですか。

ということは、購入して検証していくということなのか、購入前にそれをまず検証してから購入になるのか、教えてください。

- 佐々木消防局長 高さは、現時点では載せた後には変えられないと聞いておりますので、隊員のほうでその高さが変わったことによって心臓マッサージに影響がないかというところを、今後、それぞれ検証していきたいというところでございます。

- おさかべさやか委員 必要なコストというのは、どのくらいかかるのか。イメージ的には1台ごとに入れ替えるたびに入れ替えていくといいのではないかと思っているのですけれども、やっぱり一番の懸念点はコストなのかなと思います。教えてください。

- 佐々木消防局長 どれぐらいのコストがかかるのかということを業者のほうに見積りを取らさせていただきました。通常の救急車と、それから電動ストレッチャーを入れた場合の価格が650万円の差があるということですので、650万円の金額をさらに上乗せして今後電動ストレッチャーの救急車を買うことになるのかなというところでございます。

- おさかべさやか委員 分かりました。では、今のところは載せた後の心臓マッサージの高さの検証と、あと一番のネックは650万円の差額というコストが一番の課題であるという認識でよろしいでしょうか。再確認も含めて教えてください。

- 佐々木消防局長 かなりやっぱり高額になりますので、もちろんそれは課題になりますのと、あと他都市でも電動ストレッチャーを導入しているところがございます。大きな消防本部で、名古屋だとか、大阪さんだとか導入はしているのですけれども、やはり一度にたくさんの台数を購入するというのは難しいようですので、1～2台現在は入っているというように聞いておりますので、今後は少ない台数にはなるとは思いますが、導入に向けての検討はしていきたいと考えております。

- おさかべさやか委員 何かウォシュレットと同じじゃないですか。使ったら病みつきになるとか。うちも最近ドラム式の洗濯機を買いまして、何でもっと早く買わなかつたんだろう、何で私はこの夏の暑い中わざわざ干していたんだろうと思うぐらい、やっぱり便利なものを買った後、すごくその効果を感じると思います。ぜひ1台でも導入に向けて強く進めていってもらえたたらということで、要望して質問を終わらせさせていただきます。

- 竹野内猛委員 今回の更新と増隊で90隊まで満たされるということで、先日の議案関連質疑で我が会派からも申し上げましたけれども、現在もそうですし、今後さらに高まっていくこの救急需要に対応するために、まずは92隊の目標に向けて迅速に取り組んでいただきたいということを申し上げまして、市長からも迅速に

取り組む旨の御答弁がありました。しっかりとまた来年度に向けて、次の増隊というところを見据えて取り組んでいただきたいと思います。

それと、今、更新ということで＝器材＝の話もございましたので、そこに関連してなのですけれども。救急搬送時に患者のマイナンバーカードからかかりつけの病院や病歴、飲んでいる薬の情報を入手して、いち早く適切な病院への搬送、迅速な治療開始につなげるマイナ救急について、大変に有意義な取組でして、本市においても国の実証事業に積極的に参加するべきであるということは、我が会派からも申し上げてまいりました。

そこで、このマイナ救急に関する本市の取組状況について伺いたいと思います。

- 佐々木消防局長 本市のマイナ救急の取組でございますけれども、10月から総務省消防庁からこのマイナカードの読み取りの端末、それから附属品、そといったものが無償で來ることになっておりまして、10月1日から検証を始めるところでございます。これは全国的にも全部10月1日、＝何本部＝かは何年か前からは取り組んでいたのですけれども、これで10月1日から全部の消防本部が検証を始めるというところでございます。
- 竹野内猛委員 このマイナ救急のしっかりと検証を進めていっていただきたいと思うのですけれども、このマイナ救急の仕組みを実際に機能させるためには、市民の皆様の側の協力も必要でして。
マイナンバーカードをそもそも携帯していただかなければいけないということと、あと保険証との連携をまだやっていない方も結構いらっしゃると思います。こうした点についても、併せてしっかりと啓発していくことで実際に機能していくものになると思いますので、こうした啓発にもしっかりと取り組んでいただきますよう、こちらは要望とさせていただきます。
- 竹内康洋委員長 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 それでは、採決をいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第22号議案については原案可決と決定をいたします。



◎ 市第23号議案の審査、採決

- 竹内康洋委員長 次に、市第23号議案を議題に供します。

市第23号議案 可搬式小型動力ポンプ積載用自動車の取得

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。
- 佐々木消防局長 市第23号議案、可搬式小型動力ポンプ積載用自動車の取得について御説明をいたします。
議案書の89ページに記載がございますが、スライド資料を使用して御説明いたしますので、モニターを御覧ください。

1、概要ですが、消防体制の充実を図るため、可搬式小型動力ポンプ積載用自動車を買い入れるものでご

ざいます。件名は、可搬式小型動力ポンプ積載用自動車。内容は消防用車両、これは普通自動車になりますが、及び装。数量は15台。

2、金額ですが、単価は、入札の結果、1台当たり826万7600円、総額は1億2401万4000円でございます。

3、提案理由ですが、消防体制の充実を図るため、可搬式小型動力ポンプ積載用自動車を取得するに当たり、予定価格が1億円を超えることから、横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

4、可搬式小型動力ポンプ積載用自動車についてですが、今回取得する車両は、消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律や消防団の装備の基準等を踏まえ、多くの資機材を積載することが可能な普通車のトラックタイプの車両でございます。本車両は、火災や救助活動など、様々な災害に活用できます。

下の写真は、今回取得する車両のイメージになります。

5、主な仕様についてですが、各消防団からの要望を踏まえて反映した点は、変速機はオートマチックといたしまして、主な装備としましてはドライブレコーダー、バックモニターカメラ、カーナビゲーションシステム、ワイドビューのサイドミラーを仕様に入れさせていただきました。

以上で、議案の説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 竹内康洋委員長 それでは、採決をいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第23号議案については原案可決と決定をいたします。

以上で、消防局関係の審査が終了いたしました。

次に、にぎわいスポーツ文化局関係に入ります。

当局参集の間、休憩をいたします。

休憩時刻 午前10時13分

(当 局 交 代)



再開時刻 午前10時15分

- 竹内康洋委員長 それでは、委員会を再開いたします。



◎ 市第17号議案の審査、採決

- 竹内康洋委員長 にぎわいスポーツ文化局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

初めに、市第17号議案を議題に供します。

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。
- 足立にぎわいスポーツ文化局長 にぎわい文化スポーツ局です。どうぞよろしくお願ひいたします。
それでは、市第17号議案、横浜市市民文化会館条例の一部改正について御説明いたします。
議案書では33ページから36ページに記載がございますが、本日はお手元のモニターに表示しております資料により御説明いたします。

1、趣旨ですが、横浜市市民文化会館関内ホール指定管理者選定評価委員会及び横浜市市民プラザ指定管理者選定評価委員会を統合し、横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会を設置するため、横浜市市民文化会館条例の一部を改正いたします。

次に、2、改正の背景ですが、関内ホール、吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザの3館は当該条例により設置される施設ですが、現在、関内ホールは単独で、市民プラザ2館を一体として指定管理者を指定しており、3館を2団体で管理及び運営を行っております。

一括的な管理・運営による指定管理者の事務量、経費の削減や、3館で連携した事業の効果的な実施のため、令和9年度からの次期指定管理者は3館を一体として選定すること、いわゆるバンドリングすることとしたいので、指定管理者選定評価委員会を統合する必要がございます。

次に、3、条例改正前後における選定評価委員会の概要ですが、現行条例では、横浜市市民文化会館関内ホール指定管理者選定評価委員会におきまして、関内ホールの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該文化会館の管理の業務の係る評価等についての調査審議に関する事務を行っております。

また、横浜市市民プラザ指定管理者選定評価委員会におきまして、吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザに係る同様の事務を行っております。

改正条例案では、両委員会を統合した横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会におきまして、関内ホール、吉野町市民プラザ、岩間市民プラザの3館に係る同様の事務を行うこととしたいと考えております。
なお、次のページに参考といたしまして、今回の対象施設の概要を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

御説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- 竹野内猛委員 条例改正の背景について何点か確認させていただきたいと思います。
まず、バンドリングすることによって、指定管理者の事務量、経費の削減が期待できるという説明はそのとおりだらうと理解できましたけれども、一方で3館まとめての管理ということで、それを担える事業者が限定されるということはないのかということがちょっと懸念されるのですけれども、この点についての見解を伺います。
- 足立にぎわいスポーツ文化局長 効率的な運営につながるというところ、プラス、少し触れましたが、今でも市民プラザで取り組んだ事業が館内ホールでやる事業につながるみたいな、連携した事業も行っておりまして、そういう事業の中身にもいろいろな効果がより得られるかなと思っております。

委員御指摘の、そのような管理ができる方が限定されるかどうかというところにつきましては、実際、今は両指定管理者をほぼ同じメンバーの方たちにやっていただいているというところもございまして、実際問題としてある意味連携ができてしまっているということがございます。そういう意味で、そういうことにチャレンジしていただけるもっとよりたくさんの方から手が挙がって、競争して、提案の、そういう環境

がつくれれば本当に一番いい形だなとは思っております。今、実際そういう連携ができていることを考えますと、少なくともやっていただけのかなと思っておりますし、逆に公募のときにより幅広く御提案を頂けるような、そういった広報等はしていかなければいけないという、そこは必要かと思っております。

- 竹内康洋委員長 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決をすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 竹内康洋委員長 それでは、採決をいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

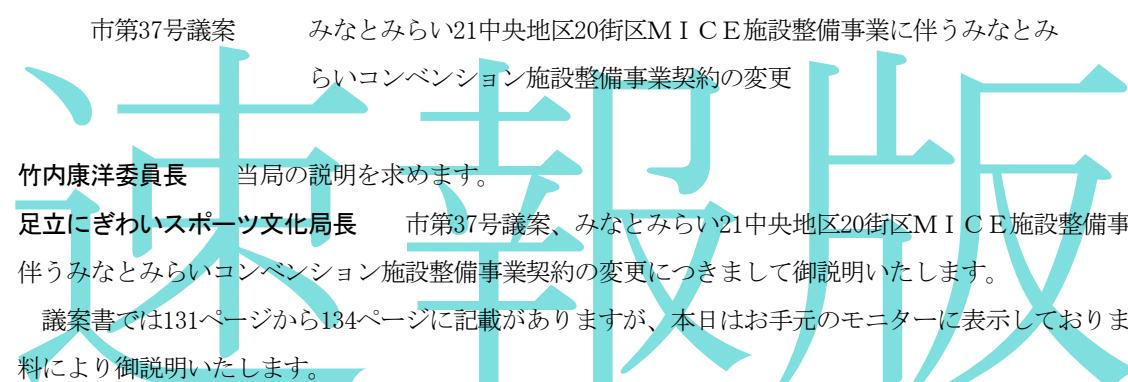
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第17号議案については原案可決と決定をいたします。



◎ 市第37号議案の審査、採決

- 竹内康洋委員長 次に、市第37号議案を議題に供します。



- 竹内康洋委員長 みなとみらい21中央地区20街区M I C E 施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の変更
○ 足立にぎわいスポーツ文化局長 市第37号議案、みなとみらい21中央地区20街区M I C E 施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の変更につきまして御説明いたします。
議案書では131ページから134ページに記載がありますが、本日はお手元のモニターに表示しております資料により御説明いたします。

1、契約変更を行う理由ですが、みなとみらい21中央地区20街区M I C E 施設整備事業は、P F I 法に基づきまして、パシフィコ横浜ノースの設計・建設・維持管理につきまして一括して事業契約を締結しており、現在は維持管理を行っております。

本事業契約では、維持管理の対価は事業期間中の物価変動に対応して改定を行うこととしております。

令和6年度におきまして物価変動が認められましたので、維持管理の対価を改定する変更契約を締結いたします。

2、維持管理の対価の改定ですが、(1)修繕業務以外の維持管理・保全業務につきましては、対象業務に対応する物価指数の前回改定時と令和6年度の指数を比較した結果、3%以上の変動が認められましたので対価を改定いたします。

下の表を御覧ください。対象業務のうち、上段の4つの業務につきましては4%の変動が、下段の業務につきましては5.65%の変動が認められましたので、対価を改定いたします。

2ページを御覧ください。(2)修繕業務につきましては、対象業務に対応する物価指数の前回改定時と令和6年の指数を比較した結果、1.5%以上の変動が認められましたので、対価を改定いたします。

下の表を御覧ください。対象業務の修繕業務については6.29%の変動が認められましたので、対価を改定いたします。

3、変更する契約金額ですが、表にお示ししますとおり、変更前の372億6706万6713円に変更に伴う増額分1億7968万8702円を加えまして、374億4675万5415円に変更いたします。

なお、下に変更前後の維持管理の対価の内訳をお示しております。

最後に、参考といたしまして、施設概要、3ページに事業スキーム、事業の経緯を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

御説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

- 竹野内猛委員 物価とか人件費の高騰によって運営や修繕に係る支出が増えています、その分に対応してしっかりと手当てるということ、これはもう必要であると思っております。

一方で、収益がどの程度プラスになっているのかとか、その結果収支としてよくなっているのか、悪くなっているのか、この辺の状況を教えていただければと思います。

- 足立にぎわいスポーツ文化局長 観光MICE=振興部担当部長からお答えいたします。

- 正木観光MICE振興部担当部長

こちらの整備事業に係りますPFI事業につきましては、令和6年度の財務状況を報告していただいておりまして、契約時との比較をしてみると、若干基準金利が変わったというところはあるのですけれども、ほぼ計画と実績値は同様になってございます。

あと、整備事業と、加えましてパシフィコ横浜のノースのことについてを運営に関してということで申し上げますと、今回の議案の対象ではないところではございますけれども、こちらがコロナの後にかなりキャンセルが続いたということもございまして、契約したときに想定していました稼働率に達していない状況になつてございます。

ただ、売上高については、契約時に達していないものの、経営努力などをしながら、費用について削減をしながら、このノース単独についての利益は確保できているというような状況になつてございます。

- 竹野内猛委員 何となく認識できました。

- 竹内康洋委員長 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 竹内康洋委員長 それでは、採決をいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第37号議案については原案可決と決定いたします。

◎ 新たな財源確保の取組について

- 竹内康洋委員長 次に報告事項に入ります。

初めに、新たな財源確保の取組についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 足立にぎわいスポーツ文化局長 新たな財源確保の取組につきまして、お手元のモニターに表示しております資料により御説明いたします。

2ページを御覧ください。まず、これまで実施してきました財源確保策について御説明いたします。

当局では、これまでもネーミングライツの導入やふるさと納税等を活用した財源確保に取り組みながら事業を推進してきております。

下の表を御覧ください。上段のネーミングライツの主な事例ですが、都筑区民文化センターにつきまして、ボッシュ株式会社との契約により、令和7年1月からボッシュホールの愛称を使用しております。

また、たきがしら会館もネーミングライツスポンサーを公募し、令和7年10月から愛称の使用を開始する予定となっております。

中段のふるさと納税の主な事例ですが、三溪園の環境改善に向けましたクラウドファンディング型ふるさと納税としまして寄附金を募集しましたほか、横浜マラソン、世界トライアスロン横浜大会につきまして、開催経費として活用するために出走権を返礼品としました寄附金を募集しております。

下段の企業版ふるさと納税の主な事例ですが、アーツコミッション事業として文化芸術活動に携わる方々の相談支援や地域におけるアーティストの活動支援、こうした活動の情報発信等を充実させるための費用として寄附金を受け入れてしております。

3ページを御覧ください。次に、新たな財源確保策としてのふるさと納税制度の活用拡充について御説明いたします。

厳しい財政状況の中においても、スポーツ・文化が身近なまちの実現に向けて、ふるさと納税の活用拡充に加え、企業版ふるさと納税を活用した新たな取組を推進します。

下の表を御覧ください。上段のふるさと納税では、主な現行事例から拡充し、新たな事業展開として、文化分野での活用を考えております。

具体的には、文化振興事業や文化施設の修繕を充実するための費用として、寄附金の獲得を目指します。

下段の企業版ふるさと納税では、新たな事業展開として、大きく分けて2分野での活用を考えております。

1つ目は、スポーツ分野での活用です。具体的には、スポーツを通じた地域課題解決事業に取り組むほか、スポーツ施設の環境整備や大規模スポーツイベント等開催支援を実施する費用として、寄附金の獲得を目指します。

2つ目は、にぎわい・観光分野での活用です。具体的には、臨海部のにぎわい創出や観光施設及び文化財の修繕を実施するための費用として、寄附金の獲得を目指してまいります。

なお、一番下に記載しておりますが、寄附のタイミング、事業手法や内容によりましては、寄附金の活用が年度をまたぐことも想定されることから、寄附者の意向を踏まえた持続可能で計画的・効果的な取組につなげるため、今後、基金の整備に向けた検討も進めてまいります。

4ページを御覧ください。先ほど御説明しました企業版ふるさと納税を活用したスポーツを通じた地域課題解決事業ですが、概要をまとめております。今後、具体的な事業を公募していきたいと考えておりますので、後ほど御覧いただけたらと思っております。

御説明は以上になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 報告は終わりましたので、質疑に入ります。
- 越久田記子委員 事業をやっていくためには財源というのはすごく大切だと思いますし、ここの2ページのところで、簡単でいいのですけれども、個人版のふるさと納税、そして企業版のふるさと納税で頂いた実績というか、そういうのを簡単にそれぞれ教えていただいてもよろしいでしょうか。

- 足立にぎわいスポーツ文化局長 総務部長よりお答えいたします。
- 大庭総務部長 個人版ふるさと納税の部分ですけれども、三溪園につきましては、先ほど申し上げましたクラウドファンディング型ということで、約452万円を頂いております。また、横浜マラソンにつきましては、合わせまして730万円を頂いています。あと、世界トライアスロンにつきましても、630万円を頂いておるところでございます。アーツコミッション事業につきましては、こちらは企業版のふるさと納税になりますが、約100万円を頂いております。
- 越久田記子委員 ゼひ、これ3ページにも書いてありましたけれども、皆様からこうやって寄附を頂けるということは本当にありがたいと思っていますので、基金の整備に関してはしっかりと検討していっていただければと思います。
- 藤代哲夫委員 最後の4ページのスポーツを通じた地域課題解決事業ということなのですけれども、もう少し掘り下げて教えていただければなと思うのですが。地域課題の解決だとか、スポーツ推進計画の目標達成に寄与する取組モデルとなることが期待できる事業を公募すると、支援するというような内容なのですけれども。これは例えば市内のそういうスポーツ協会に所属している団体であるとか、いろいろあると思うのです。民間、もちろんみんな民間なのですけれども。地域で密着してやっているところもあれば、いろいろあると思うのですけれども。いわゆるどういうところに対して支援を、例えばスポーツ協会とか、そういうところを通じてなのかということもあると思うのですけれども。どういうところに対して事業を公募するということを考えておられるのか。また、事業に、採択して、賛同した企業の受入れなのですけれども、これもやはり幅広でやっていくのか、市内事業者ということのぐくりでやっていくのか。その辺が今後の話にもなってくると思うので、決まっている範囲で、教えていただける範囲で少し御答弁いただけたらと思います。
- 足立にぎわいスポーツ文化局長 スポーツ振興部長からお答えいたします。
- 熊坂スポーツ振興部長 まず、対象とする団体でございますけれども、やはりこれはスポーツを通じた地域課題解決、例えば子供のスポーツの機会や場を提供していただける方々であったり、親子で何かできるとか、そういったことを企画していただける団体ということになりますので、委員おっしゃるとおり、競技団体であったり、あとプロスポーツチームであったり、そういった方々からの御提案というのを基本的に期待しているところでございます。
- また、一方で、その寄附者につきましては、これは企業版ふるさと納税でございますので、横浜市内に本社を置くところはできませんので、横浜市以外の方で、例えばスポーツイベントの協賛企業さんであったり、そういったスポーツを通じて地域貢献をしたいという、関心を高く持っているいらっしゃる企業はたくさんいらっしゃると伺っていますので、そういった方々にこういった制度を始めますということと、こういった横浜の子供たちとか横浜の市民のために役立つこういった事業の提案があるので、ぜひこちらについて御寄附いただけないでしょうかといったことの情報がしっかりと届くように情報発信をしていきたいと思っているところでございます。
- 藤代哲夫委員 ゼひ幅広に情報収集はしていただきたいと思うのですけれども。
- その中で、そういう子供たちに対するスポーツまた親子で参加できるスポーツということの考え方の中で、総合型地域スポーツクラブというのが、これは結構地域の中で定着しているところもあります。私の地元の神奈川区なんかも、今、何団体ぐらいか、数団体が協議会をつくっていろいろそれこそ親子で経験できるようなこととか、子供たちだけでいろんな創作的なスポーツみたいなものもやったりと、いろいろメニューを

そろえて参加型でやっているというところも、イベントとしてやっていることもありますので、スポーツ協会なんかでもそういう情報はあると思うのですけれども、ぜひ少し幅広に情報収集していただいて、実際に企業の冠でスポーツ大会なんかをやっているところも結構ありますので、そういう情報なんかも収集していただいて、どういうところに当てはめられるのかということは少し幅広に考えていただければと思いますので、それは要望ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

- 竹内康洋委員長 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



◎ 横浜未来の文化ビジョン（仮称）検討状況について

- 竹内康洋委員長 次に、横浜未来の文化ビジョン（仮称）検討状況についてを議題に供します。
当局の報告を求めます。
- 足立にぎわいスポーツ文化局長 横浜未来の文化ビジョン（仮称）検討状況につきまして、お手元の資料により御説明いたします。

1、策定の趣旨ですが、前回の常任委員会で骨子案を御説明いたしましたが、横浜市では文化芸術創造都市施策の成果と課題、横浜の文化の現状、本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、10年後の横浜の文化の将来像を描くことといたしております。

2、検討状況ですが、骨子案をお示しいたしまして、インターネットによる市民モニター調査等により広く市民の皆様に御意見をお伺いしたほか、関係団体等の皆様に直接御意見を伺っております。

ア、市民モニター調査ですが、18歳以上の市民を対象に、WEB上のアンケート調査を行っております。

調査期間は令和7年6月30日から7月16日、回答数は各区100件で1800件となっております。

イ、関係団体等からの意見聴取についてですが、子供・子育て世帯、障害者団体及び障害者支援主体、文化活動団体、文化施設運営団体等から意見を伺っております。

日程等は記載のとおりとなっておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

3、今後の予定についてですが、10月に有識者懇談会、12月に素案策定、令和8年1月にパブリックコメントを実施し、3月に原案策定ということを考えてございます。

2ページを御覧ください。前回の常任委員会で御説明いたしました骨子案の基本的な方向性及び4つのビジョンを改めてお示しておりますので、後ほど御確認いただけたらと思います。

3ページを御覧ください。4、市民モニター調査の意見、骨子案の各項目への共感度を御覧ください。

全体的な回答状況としましては、肯定的な回答は5割から6割弱、否定的な回答は1割程度となっております。

基本的な方向性、横浜文化の創造、ビジョン1、誰もが自分の夢に向かって進めるまち、ビジョン2、ウェルビーイング、幸福を感じできるまち、ビジョン3、サステナブル・シフトの文化が根付くまち、ビジョン4、いたるところに文化が息づくまち、の各項目の共感度の調査結果につきましては、円グラフで掲載しております。それぞれ御覧のとおりとなっておりますので、後ほど御確認ください。

4ページを御覧ください。5、これまでに寄せられた御意見と素案に向けた検討要素について順に御説明いたします。

(1) 基本的な方向性、横浜文化の創造についてですが、ア、市民モニター調査項目におきまして、横浜の文化について、さらに充実すべきと考えるものを見たところ、横浜らしい都市景観が豊かであることが

44.8%、横浜でなければ出会えない独自のコンテンツがあることが42.5%などとなっております。

イ、これまでの主な御意見ですが、文化活動をコーディネートする人材が充実するとよい、市全域でそれぞれの地域の個性的な発展を支援してほしいなどの御意見が寄せられております。

これらを踏まえた素案に向けた検討要素のイメージとしましては、横浜ならではの独自コンテンツの創出、地域ごとの文化活動に対する支援の充実、市内外の様々な団体・施設とのネットワーク構築、文化活動の基盤となる活動場所の確保などと考えております。

(2) ビジョン1、誰もが自分の夢に向かって進めるまちについてですが、ア、市民モニター調査項目におきまして、子供の成長において文化や芸術の取組は効果があるかどうかを聞いたところ、肯定的な御意見が73.6%、否定的な御意見が6.6%となっております。

イ、これまでの主な御意見についてですが、文化芸術の専門家が子供たちと接する機会を増やすべき、子供たちに多様な選択肢が用意されているとよいなどの御意見が出ております。

これらを踏まえた素案に向けた検討要素のイメージとしましては、子供たちが気軽に参加できる文化体験機会の充実、子供たちが放課後に気軽に集まれる場の確保、障害の有無にかかわらず共に参加できる催しの充実などと考えております。

5ページを御覧ください。 (3) ビジョン2、ウェルビング、幸福を実感できるまちについてですが、ア、市民モニター調査項目において、幸福感の向上において文化芸術の取組は効果があるかどうかを聞いたところ、肯定定なものが71%、否定的なものが7%となっております。

地域コミュニティの活性化において、文化芸術の取組は効果があるかどうかを聞いたところ、肯定的なものが61.8%、否定定なものが38.9%となっております。

イ、これまでの主な御意見についてですが、スポーツ・福祉・教育などの他分野と連携が重要、民間のコミュニティスペースと連携を取ることが重要等の御意見が出ております。

これらを踏まえた素案に向けた検討要素のイメージとしましては、健康づくりやまちづくりなど多様な分野と連携した取組の充実、文化を通じたコミュニティ形成につながる取組の充実、身近な場所に気軽に立ち寄れる文化活動の場の確保などと考えております。

(4) ビジョン3、サステナブル・シフトの文化が根付くまちについてですが、ア、市民モニター調査項目におきまして、文化や芸術の分野で気候変動対策に取り組むべきかどうかについて聞いたところ、肯定的なものが46.7%、否定的な御意見が16.6%となっております。

イ、これまでの主な御意見についてですが、リユース、リサイクルなどのSDGsはその言葉が出る前から取り組んでいる、継続して取り組むことで定着する。持続可能性を高めるため、ふるさと納税を活用した近隣都県からの財源確保の検討等が考えられるなどとなっております。

これらを踏まえた素案に向けた検討要素のイメージとしましては、ふるさと納税を活用した新たな財源確保の取組の充実、文化事業・文化施設において循環型社会の実現に向けた取組の充実などと考えております。

6ページを御覧ください。 (5) ビジョン4、いたるところに文化が息づくまちについてですが、ア、市民モニター調査項目におきまして、観光振興において文化や芸術の取組は効果があるのかと聞いたところ、肯定的なものが69.8%、否定定なものが7.1%となっております。

経済の活性化において文化や芸術の取組は効果があるのかと聞いたところ、肯定的なものが64.1%、否定的なものが8.7%となっております。

イ、これまでの主な御意見についてですが、企業等と連携してのパブリック・アート展開や公共空間でのパフォーマンス機会の拡充が必要、文化は本来いたるところにあるもので、まちなかの様々な場所に文化的な環境をつくることが重要な御意見が出ております。

これらを踏まえた素案に向けた検討要素のイメージとしましては、観光・にぎわいづくりにつながる活動の展開、まちなかでの文化事業や文化的なまちづくりの推進、同時に開催されているイベント同士の連携などと考えております。

(6) その他の主な御意見についてですが、地域の文化団体が継続的に活動できるように支えてほしいなどの御意見を頂いております。また、子供たちからの御意見としまして、ネットが普及している今だからこそ、自分よりももっと下の世代の子たちに生の文化体験のすばらしさ、楽しさを知ってもらえる取組を進めてほしい、体験格差を減らす1つの目的としても、無料や割引などで体験ができる機会が増えればいいと思うなどの御意見を頂いております。

放課後キッズクラブでの児童へのシールアンケートの結果やその他の御意見は、それぞれ記載のとおりとなっておりますので、後ほど御覧ください。

御説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

- 竹野内猛委員 この市民モニター調査でも多くの貴重なご意見が寄せられておりまして、文化芸術施策に対する市民の皆様の見識と関心の高さというものを改めて実感しています。

先日、金沢区の海の公園で開催されました金沢文庫芸術祭というイベントがございます。こちらは、鬼木課長も視察にお見えになっておりましたけれども、こどもの未来は地球の未来とのテーマを掲げて毎年この時期に開催しており、今回で25回目の節目を迎えて、例年にも増して多くの来場者、出展者でにぎわっておりました。

特に私が注目しているのは、この盛大な催しが企業でも行政でもなく、市民の有志の団体で育てられてきたということとして、本市のいたるところで活躍をされている多様な文化芸術団体関係者の皆様をこれで支えて、その活動をさらに後押ししていくことが大切ではないかと感じております。

この点について、まず御見解を伺えればと思います。

- 足立にぎわいスポーツ文化局長 文化とひとくくりに申しましても、本当にいろんな切り口、いろんな関わる方、いろんな規模のもの、もう本当に様々な場面が一人一人の市民の皆様の生活の中に息づいていると思っております。都心臨海部で実施される大規模なイベントもたくさんありますが、実はそういったものの大本を支えているのは、恐らく地域ずっと長い時間をかけて根づいているいろいろな取組、文化に限らないかもしれないいろいろな市民の皆様の取組だと思っております。そうしたものが大切にされることがあつて、初めて横浜市全体の大きなイベントなども含めて、いろいろな力になっていくと考えておりますので、そのいろいろな切り口で、どんなサポートや一緒に取り組むようなことができていくのかをしっかりと考えていくという、その観点は非常に大事だと思っております。

- 竹野内猛委員 文化芸術施策は、こちらのほうのそれぞれのビジョンにも掲げられているように、子供たちをはじめあらゆる世代の市民に、夢に向かって進む力、幸福を実感できる力、また持続可能な未来を創造できる力を養うものでして、今、ネガティブで人々を分断する情報があふれている今こそ、ますます重要であると私は感じております。今後10年の、あるいはその先の、経済的な意味だけではない、横浜の本当の意

味での発展をリードするこの文化ビジョンとしていただきたいなと期待をしているところですけれども、局長の見解あるいは意気込みを伺いたいと思います。

- 足立にぎわいスポーツ文化局長　　にぎわいスポーツ文化局が発足して2年半ぐらいがたつのですけれども、もちろん1つはいわゆるにぎわいづくりをする、このまちにできるだけ滞在していただいて消費につなげていく、それが地域の活力につながっていくと。そういうことをしっかりと取り組んでいくというのも一つの大きな目的になっております。

また、一方で、それにぎわいに関わってくださるいろいろな方たちの日々のいろんな暮らしの中で触れられるスポーツや文化、それは恐らく地域でいろんな取組がされているわけですけれども、そういったものをしっかりと大切にしていく部分があつてこそこの臨海部でのにぎわいづくりだと思っております。

例えばですが、文化でいけば、すごくすてきないいろんな作品を見たときに、自分もこういうものを描けるようになりたいと。そうすると、例えば地域で絵を描いてみよう、いろんなことをちょっとやってみよう、そういうチャレンジにつながる。そういうつながりが、この臨海部でのにぎわいづくりと地域での文化スポーツの取組はつながっていると思っております。

ですから、そういうことをしっかりとイメージしながら、このにぎわいづくりと文化やスポーツを通じたウェルビーイングみたいな部分をしっかりと両輪を意識して取り組んでいく、そういう思いでこの文化ビジョンの策定にも取り組んでいきたいと思っています。

- 竹野内猛委員　　よろしくお願ひします。
- 竹内康洋委員長　　他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。
- ◎ 文化施設の指定管理者の選定について
- 竹内康洋委員長　　次に、文化施設の指定管理者の選定についてを議題に供します。
　　当局の報告を求めます。
- 足立にぎわいスポーツ文化局長　　文化施設の指定管理者の選定につきまして、お手元のモニターに表示しております資料により御説明いたします。

1、概要ですが、にぎわいスポーツ文化局文化振興課が所管します文化施設及び区民文化センターのうち、令和8年度末で指定管理期間が終了する20施設につきまして、令和7年度から8年度にかけまして、次期指定管理者を選定いたします。このうち、4施設につきましては非公募による選定を予定しているため、御報告いたします。

2、指定期間ですが、20施設全てにおきまして、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間を予定しております。

次に、3、非公募により選定を行う施設を御覧ください。それぞれの非公募とする理由でございます。

横浜みなとみらいホールにつきましては、大規模な音楽ホールの運営には音楽業界に幅広いネットワークを持つ専門人材の関与が不可欠であること、かつ優れた音響性能を生かした大規模なクラシック音楽の演奏会に関する専門的ノウハウが不可欠で、運営の担い手が限られていること。

横浜能楽堂につきましては、能、狂言、その他の古典芸能の専門施設として演者団体等との協力体制を継続していく必要があること、かつ古典芸能分野における専門的ノウハウが不可欠で、運営の担い手が限られていること。

2ページを御覧ください。横浜市芸能センターにつきましては、落語、漫才、大道芸など、大衆芸能の専門施設として各演者団体等との協力体制を継続していく必要があること、かつ大衆芸能分野における専門的ノウハウが不可欠で、運営の担い手が限られていること。

横浜市大佛次郎記念館につきましては、著作権承継者であります遺族の皆様との信頼関係を維持しつつ施設運営を行う必要があること、かつ開館以来40年以上にわたり行っている資料の調査・研究等の活動を今後も継承していく必要があることとしております。

なお、いずれの施設におきましても、上述の対応が可能なのは、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団のみであるため、同団体から提案を受け、選定手続を進めたいと考えております。

4、公募により選定を行う施設は、横浜市民ギャラリーほか、資料に記載の16施設となります。

3ページを御覧ください。最後に、5、スケジュールですが、今回選定を行う施設が多いため、2グループに分けて公募、選定作業、議案提出等を行います。

Aグループの5施設は、令和8年第3回市会定例会、Bグループの15施設は、令和8年第4回市会定例会で指定議案を提出する予定です。

なお、次ページに参考といたしまして、今回の指定管理者選定対象施設の概要を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

御説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で、にぎわいスポーツ文化局関係の審査は終了いたしますので、次に市民局関係に入ります。

当局参集の間、休憩をいたします。お疲れさまでした。

休憩時刻 午前10時53分

(当 局 交 代)



再開時刻 午前10時55分

- 竹内康洋委員長 それでは、委員会を再開いたします。



◎ 市第16号議案の審査、採決

- 竹内康洋委員長 市民局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

初めに、市第16号議案を議題に供します。

市第16号議案 横浜市庁舎駐車場条例の一部改正

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。

- 渋谷市民局長 市民局、よろしくお願ひいたします。

市第16号議案、横浜市庁舎駐車場条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書では29ページから31ページに記載がございますが、本日は別途お配りしている市第16号議案関連資

料で御説明させていただきます。

まず、1、趣旨についてですが、瀬谷区総合庁舎は、平成20年12月から再整備・維持管理・運営をPFI事業により実施しており、当該事業において瀬谷区総合庁舎駐車場を整備し、管理運営を行ってきました。

PFI事業が令和8年3月31日で終了することに伴い、瀬谷区駐車場について、指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入するため、横浜市庁舎駐車場条例の一部を改正します。

次に、2、改正内容についてですが、第4条、指定管理者の指定等、第6条、管理の業務の評価、第7条、利用料金、第12条、横浜市庁舎駐車場指定管理者選定評価委員会について、瀬谷区駐車場を除く規定を削ります。

また、第9条の2、使用料の規定を削り、第10条の入場の拒否について、市長が行うことができるとしている規定を削り、指定管理者が行うこと 가능といたします。

第11条、禁止行為の第2項については、市長が退場を命ずることができるほか、必要な措置を講ずることができるとしている規定を削り、指定管理者が行うことができるとしています。

続いて、3、施行期日についてですが、本条例改正は規則で定める日から施行します。

次のページを御覧ください。最後に、4、その他についてですが、瀬谷区駐車場の概要と、2、今後のスケジュールを記載しておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 それでは、採決をいたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第16号議案については原案可決と決定をいたします。

◎ 市第24号議案の審査、採決

- 竹内康洋委員長 次に、市第24号議案を議題に供します。

市第24号議案 地区センターの指定管理者の指定

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。
- 渋谷市民局長 市第24号議案、地区センターの指定管理者の指定について御説明いたします。
議案書では95ページから96ページに記載がございますが、本日は別途お配りしている市第24号議案関連資料で御説明いたします。
 - 1、提案理由ですが、横浜市庄戸コミュニティハウスを開設することに伴い、この施設を管理する指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項に基づき提案するものです。
 - 2、施設の概要ですが、地域住民が自らの生活環境の向上のために、自主的に活動し、レクリエーション、クラブ活動などを通じて相互の交流を深めることを目的として設置する施設です。

3、指定期間ですが、供用開始の日から令和12年3月31日までです。供用開始時期は、令和8年1月を見込んでおります。

4、指定候補者の概要ですが、指定候補者は学校法人森学園です。栄区内において認定こども園を運営し、教育と保育の一体的提供と子育て支援を実施している法人です。

次のページを御覧ください。5、指定候補者の選定ですが、栄区において公募を行い、2者から応募がありました。

応募者から提出された事業計画書等について、栄区地区センター指定管理者選定委員会において審査を行い、指定候補者を選定しました。

6、指定管理者選定委員会の構成ですが、学識経験者、財務に関する有識者、施設利用者、地域住民等の代表で構成しております。

7、選定経過ですが、表のとおりとなっておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- 藤代哲夫委員 議案は賛成をいたしますけれども、ちょっと確認です。認定こども園をされている学校法人ということなのですけれども。認定こども園をやられているということなのですが、このコミュニティハウスというのは相当この地域活動のいわゆる幅広な場の提供ということになろうかと思うのです。そういう中で、この森学園さんが選ばれたということなのですけれども、どうもこの子育てとか、子育て支援とかということに情報としては限られているので、その他にもうちょっと幅広な提案があったということで理解をしていいのかどうか、その辺をちょっと確認させてください。
- 渋谷市民局長 基本的に評価基準といたしましては、子育てに限らず、きちんと施設の目的が理解されているかですとか、地域特性の理解についても入っておりますし、あとは安全性の観点ですかとか、地域住民のニーズを踏まえたサービス向上の観点から、きちんとそれに対して必要な理解を示す計画になっていたということで選定されております。
- 藤代哲夫委員 分かりました。そういうことであれば、前提条件がしっかりとクリアしているのであればよろしいかと思いますけれども。少しこの内容だけだとほかの内容がどうだったかというのがよく分からなかつたので、ちょっと確認をさせてもらいました。
- 竹内康洋委員長 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 それでは、採決をいたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第24号議案については原案可決と決定をいたします。



◎ 市第38号議案（関係部分）の審査、採決

- 竹内康洋委員長 次に、市第38号議案関係部分を議題に供します。

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。
- 渋谷市民局長 市第38号議案、令和7年度横浜市一般会計補正予算（第2号）の市民局関係部分について御説明申し上げます。

予算議案書では62ページに、予算説明書では66ページに記載がございますが、本日は別途お配りしている市第38号議案関連資料で御説明させていただきます。

なお、資料には、予算議案書と予算説明書の対象ページをお示ししております。

それでは、お手元の資料を御覧ください。

1、債務負担行為補正ですが、債務負担行為補正の追加として、青葉区総合庁舎浸水対策工事請負契約について、防水板や止水擁壁の設置等の工事を実施するため、下の表のとおり、令和8年度から令和9年度まで、限度額6億円の債務負担行為を設定します。

以上が、当局関係部分でございます。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

- 竹内康洋委員長 それでは、採決いたします。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 竹内康洋委員長 本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第38号議案関係部分については、原案可決と決定をいたします。

◎ 横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センターの指定管理者の指定について

- 竹内康洋委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センターの指定管理者の指定についてを議題に供します。

なお、本件につきましては、健康福祉局の高木地域福祉保健部長ほか1名が関係職員として出席いたしますので、御了承願います。

当局の報告を求めます。

- 渋谷市民局長 横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センターの指定管理者の指定について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

1、趣旨ですが、令和8年3月31日で指定の期間が終了する横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センターの指定管理者の指定について、健康福祉・医療委員会で議案を審査していただいておりますが、本委員会にも関連があるため御報告させていただくものです。

2、施設の概要ですが、1、地域ケアプラザにつきましては、市民の誰もが地域において健康で安心して

生活を営むことができるよう、地域の身近な福祉・保健活動の拠点として様々な取組を行う施設です。

2、地区センターにつきましては、地域住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることを目的として設置する施設です。

3、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

次のページを御覧ください。4、指定候補者=の概要ですが、団体名は横浜市福祉サービス協会・さかえ区民活動支援協会グループ。代表者は、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会の池戸淳子氏です。また、所在地、構成員、主な業務内容は、記載のとおりです。

5、指定候補者の選定ですが、栄区において公募を行い、1者から応募がありました。提出された事業計画書、その他規則で定められた書類等について、横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センター指定管理者選定委員会において審査を行い、指定候補者を選定いたしました。

6、指定管理者選定委員会の委員構成ですが、学識経験者、財務に関する有識者、福祉保健活動団体の代表、利用者代表等で構成しました。

次のページを御覧ください。7、選定経過ですが、栄区において、令和6年12月から令和7年4月にかけて選定委員会を開催し、審査し、指定候補者を選定いたしました。

御報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 報告は終わりましたので、質疑に入ります。
特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。
健康福祉局の職員の方は、退室をされて結構でございます。ありがとうございました。
- 横浜市市民協働条例に基づく令和6年度の取組状況について
- 竹内康洋委員長 次に、横浜市市民協働条例に基づく令和6年度の取組状況についてを議題に供します。
当局の報告を求めます。
- 渋谷市民局長 令和6年度横浜市市民協働条例に基づく市民協働の取組状況について御報告いたします。
お手元に冊子と概要版をお配りしておりますが、本日は概要版を使って説明をさせていただきます。

1、市民協働の取組状況についてですが、市民の皆様と本市が市民協働により取り組んだ事業は278事業ございました。このうち区役所所管事業は137事業、局所管事業は141事業でございます。

2、市民協働を推進するための取組について御説明いたします。1、市民協働提案事業は、協働の相手方の特定が難しい、また課題解決に向けてのアプローチの整理等が必要といった市民等からの社会課題解決に向けた提案に対し、事業化の支援や事業に係る経費の助成を行う制度です。

令和6年度は、行政が市民等と協働で行うことにより、効果的に事業展開できることを期待するテーマを設定し、そのテーマに基づく協働事業の企画を市民等から募集する、行政によるテーマ設定型協働提案事業を2件、試行実施いたしました。

令和6年度実施事業につきましては、次のページのとおりですので、後ほど御覧ください。

2ページを御覧ください。2、市民の皆様への協働に関する周知につきましては、多様な主体の交流・連携が生まれる対話と創造の場である横浜市市民協働推進センターにおいて、各種イベントやホームページ、SNS等を通じて市民協働の取組などを発信しました。

主なイベントについては、記載のとおりですので、後ほど御覧ください。

3ページを御覧ください。

3、横浜市市民活動推進基金、よこはま夢ファンドの活用状況でございます。横浜市市民活動推進基金は、市民公益活動を財政的に支援することを目的に、市が市民協働条例第6条に基づき設置している基金です。

令和6年度に横浜市市民活動推進基金に頂いた御寄附は605件、6286万2536円でした。個人、企業等の内訳は、表のとおりです。

4、横浜市市民協働推進委員会についてですが、同委員会は市長の附属機関として、市民協働の推進に関し調査、審議するために設置され、委員は学識経験者と市民活動実践者の8名で構成されています。

令和6年度は4回開催し、特定非営利活動法人に対する支援や市民協働提案事業など、市民協働に関する様々な事項について御審議をいただきました。

4ページを御覧ください。5、協働契約を締結した主な事業の例についてでございます。1つ目は、課題解決型寺子屋みなみ連続講座です。協働の相手方は、市内で活動する特定非営利活動法人まちづくりエージェントSIDE BEACH CITYです。

事業の概要ですが、地区懇談会等で出された地域の課題を深掘りし、解決に向けた支援を行うことを目的に、地域・中間支援組織・区役所が課題解決の手法を学び合い、解決に向けた取組につながる場としました。

協働で事業を行った効果ですが、=全=3回のプロジェクトを通じて、町内会館活用のアイデア出しや、電子錠の運用体験、今後の進め方の検討ができ、単なる鍵・予約システム化だけではなくて、町内会の活性化や加入促進、担い手確保にもつながるような働きかけができました。

2つ目は、技術系スタートアップ成長支援拠点形成事業です。協働の相手方は、三菱地所株式会社・横浜未来機構共同企業体です。

事業の概要ですが、テック系スタートアップ成長支援拠点を設置し、成長性の高いテック系スタートアップを対象に、イベントプログラムやコミュニティマネジャーによる支援等を実施しました。

協働で事業を行った効果ですが、共同企業体それぞれが持つスキルやノウハウ、ネットワークを最大限に生かした事業展開を行うことで、テック系スタートアップのネットワーク形成や成長を支援することができました。

各区局の協働事業については、お手元の冊子の資料編にまとめておりますので、後ほど御覧ください。

今後も条例の趣旨に基づき、より多くの市民の皆様とともに協働を進めていくよう、各事業や取組を充実し、また制度の周知についても推進してまいります。

御報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- 竹野内猛委員 先日は、市庁舎のこの1階の市民協働推進センターを伺ってまいりまして、この取組とか課題についてもお話を聞いてまいりました。この市民協働のさらなる推進に当たって、やっぱりこのセンターのコーディネート機能が重要だと思ったのですけれども、いろいろ伺っていると、マンパワー的に必ずしも十分ではないというような感想というか、お話を伺いました。

多様な市民の発意とかアイデアを生かして、新たな社会の、また地域のニーズや課題に対応するため、この市民協働推進センターの機能、体制をしっかりと強化していただいて、各分野における市民協働事業をさらに積極的に推進していただきたいと思っているところですけれども、いかがでしょうか。

- 渋谷市民局長 まさにそのとおりだと思っておりまして、今は本当に生産年齢人口も減る中で、地域の担

い手不足ということも言われておりますけれども、その中でやっぱり地域における複雑化、多様化したニーズに応えていくには行政だけではなかなか難しいと思っておりまして、協働事業が欠かせないと思っております。

そういう意味では、各区の市民活動支援センターを支援していく立場としても、市民の協働事業についても推進する立場として、1階の市民協働推進センターの役割はとても大きいと思っております。

我々のほうの協働推進課のほうも常に話し合いを持ちながら、どういった形で進めていくのがいいかというようなことも検討しておりますが、体制強化等も含めしっかりと考えていければと思っております。

- 山之内猛委員 よろしくお願ひします。
- 竹内康洋委員長 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



◎ 区役所のリ・デザインについて

- 竹内康洋委員長 次に、区役所のリ・デザインについてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 渋谷市民局長 区役所のリ・デザインについて御説明させていただきます。

お手元の資料、区役所のリ・デザインについてを御覧ください。

持続可能な区役所の実現に向けた市民サービスの向上と効率的な行政運営の取組の方向性について、御説明をさせていただきます。

2ページを御覧ください。1、趣旨ですが、これまで、本市では、市民の皆様の御要望や地域の課題に迅速かつ的確に対応するために、他都市に先駆けて区役所が行う事務の拡大、予算の編成・執行、事業の企画・立案など、機能や権限の強化に取り組んでまいりました。

また、業務効率化に効果が見込める事務等については、区から局への集約化を図るなど、効率的な行政運営にも努めてきたところです。

横浜市区役所事務分掌条例では、区役所の事務分掌に加え、地域の総合行政機関及び地域協働の総合支援拠点としての区役所の役割等を明示しております。

これからですが、人口減少や少子高齢化の進展など、区役所を取り巻く状況の変化を踏まえ、引き続き区役所が地域に寄り添い、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題、複合化する福祉保健課題に対応していくため、地域支援や福祉保健の相談支援の取組を強化するとともに、窓口DXによる市民の利便性向上、区役所業務の効率化を進め、市民サービスの向上と効率的な行政運営を両立する持続可能な区役所を、区役所リ・デザインにより実現してまいります。

3ページを御覧ください。2、区役所を取り巻く状況の変化についてですが、総人口・生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展、デジタル化の進展など、区役所を取り巻く状況が大きく変化しております。地域コミュニティの希薄化や、福祉保健課題を抱える市民の増加、さらには本市の財政状況や採用環境も厳しさを増しております。

また、デジタル化の進展により、行政手続のオンライン化など、市民サービスの充実や効率化が期待され、求められる市民サービスも変化しております。

4ページを御覧ください。3、取組の方向性ですが、区役所を取り巻く状況の変化に伴い、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題等に対応するため、横浜市中期計画2022～2025に基づいて、区役所業務等の在

り方を区局統括本部を横断した体制で検討してまいりました。

地域の総合行政機関及び地域協働の総合支援拠点として、時代の変化に対応した持続可能な区役所を実現するため、次の3つの方向性により取組を進めてまいります。

まず、1つ目は、地域課題や福祉保健課題への対応力の向上です。2つ目は、窓口サービスの利便性の向上。そして、3つ目は、区役所業務の効率化です。

5ページを御覧ください。I、地域課題・福祉保健課題への対応力向上ですが、区主体の取組展開や地域支援を強化することにより、地域課題への対応力を向上、また複合的な福祉保健課題への相談・支援の取組を強化してまいります。

(1) 地域特定を踏まえた区主体の取組展開では、地域に一番身近な区が地域課題や地域特性を踏まえ、関連する局事業と区の事業や取組を合わせて効果的に展開してまいります。また、地区情報や統計データ、デジタルプラットフォーム等の広聴情報などに基づいて、地域のニーズや課題を的確に把握してまいります。

(2) 地域主体の課題解決の支援の強化では、社会参加のきっかけづくりから地域活動の担い手育成まで、地域活動の担い手の確保・育成を切れ目なく実施するとともに、多様な主体との協働による課題解決のためのコーディネート機能の充実に取り組みます。

また、デジタル技術を活用した自治会町内会の皆様の事務負担の軽減や、地域のリソース・支援制度に関する情報の一元化や、新たに設置する分野横断的な地域サポートチームにより、地域主体の課題解決を支援してまいります。

(3) 福祉保健課題に対する相談・支援の取組強化では、8050問題やヤングケアラーといった複合的ケース等への対応を強化する仕組みにより、誰一人として取りこぼさないセーフティネットを充実します。

あわせて、ICTを活用した市民が相談しやすい環境を整備するとともに、地域の支援者などからの相談を受ける窓口機能を強化してまいります。

6ページを御覧ください。II、窓口サービスの利便性向上ですが、デジタル技術を活用した手続の簡素化・省力化により、市民の皆様の負担を軽減するとともに、窓口サービスのオムニチャネル化、接点の多様化により利便性を向上させてまいります。

(1) 窓口サービスのオムニチャネル化では、出生届をはじめとしたライフイベントに関連する手続について、オンライン手続を拡大し、市民お一人お一人が対面とオンラインを自由に選択できる窓口サービスを実現していきます。

(2) 窓口のワンストップ化では、ライフイベントに関連する手続や証明発行の窓口をそれぞれワンストップ化し、回らない窓口を実現します。さらに、簡単なヒアリングで申請書を自動作成できる書かない窓口を実現してまいります。

(3) 番号発券のオンライン化では、スマートフォン等から受付番号が取得できる事前WEB発券や、順番が近づいたことをLINEやメールで知らせる自動呼出し通知により、順番が近くなってから来庁できる、待ち時間の少ない窓口サービスを実現していきます。

7ページを御覧ください。III、区役所業務の効率化についてですが、市民サービスの向上と効率的な行政運営を両立する持続可能な区役所を実現するため、デジタル化の進展など取り巻く環境の変化も踏まえ、効率化の効果が見込める業務等を中心に、内部事務の簡素化・集約化、DX等によるBPRを推進してまいります。

あわせて、職員の意欲向上や能力・役割・専門性発揮の最大化、専門知識・技術の継承に取り組みます。

具体的な対象業務と取組の視点は、下の表のとおりです。

対象業務については、1、窓口案内業務、2、証明発行業務、3、税業務、4、保育・放課後業務、5、保険年金業務、6、生活衛生業務、7、会計業務の7つを挙げております。

取組の視点については、それぞれデジタル技術等を活用したサービスの向上と業務の効率化、人材育成の視点を挙げております。

なお、その他の業務につきましても不断の見直しを継続し、区役所業務の効率化に取り組んでまいります。

8ページを御覧ください。4、まとめでございますが、今回、持続可能な区役所の実現に向けて、区役所のリ・デザインについて御説明いたしましたが、今後、1から10の取組について、区役所や業務を所管する局が連携して具体化してまいります。

また、各取組の進捗に応じて適宜市会の皆様にも御報告させていただき、御意見を頂ければと思っております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○ 竹内康洋委員長 報告は終わりましたので、質疑に入ります。

○ 田中紳一委員 大きな2番と3番、窓口サービスの利便性向上、区役所業務の効率化というのは、これは一体のことだと思うのですけれども。横浜市は昨年、3年ぶり、久しぶりに人口増加に転じてということで、18区を見るとまだら模様ではあるのですけれども。例えば北部、神奈川区の区役所なんかは、局長は御存じだと思うのですけれども、3・4月はかなり混み合って、キャパオーバーぐらいの感じではあります。だから、人口増加の区役所はもちろんですが、そうじゃない区役所も3・4月はかなり人があふれているのかなと思います。これらの=大量=の方というのは転入・転出の手続の方が大変だうと思うのですけれども。

こういういろいろ行かなくていい区役所みたいなことというのの情報発信を、横浜市民は広報よこはまであつたりで知り得ることができると思うのですけれども、市外からの転入者の方が、多分混雑時はある部分高いウェートを占めているのかなと思うのですけれども。そういう市外からいらっしゃる方に、最初の段階で、例えば番号発券のオンライン化みたいなことを横浜市はやっていますよということを伝えるというのは、例えば不動産関係の事業者さんを通じて、市内に転入される前に情報を伝えすることは大事かなと思うのですけれども、今後の取組として、局長はどういうふうに進めていくのかというのをお伺いできますでしょうか。

○ 渋谷市民局長 委員おっしゃるとおりでして、我々のほうも、ホームページの中でも、転出とかでいえば、オンライン転出ができますよですとか、住民票はコンビニ交付できますよというのを書いておりました、また昨年度末に各区役所にマルチコピー機も入れたこともありまして、不動産協会の横浜支部とも連携しまして、オンラインの転出ができますよですとか、コンビニで住民票が取れますよということをチラシを張つていただいたり、アピールもしていただいたところではあります。

今後、より一層いろいろなチャネルを使ってそのような広報をすることで、行かなくていい方には区役所に行かないで済むような形を取っていきたいとは思います。

○ 田中紳一委員 特に、僕が、今、お話ししたのは転入者、市外からの転入者にどう発信してリーチしていくかということだと思うのですけれども、そこら辺は。

○ 渋谷市民局長 失礼しました。転入の方も、御指摘いただきましたとおり、不動産業者は通ると思います

ので、不動産業者のはうにWE B発券があるよというようなことを今回改めて盛り込んだものをきちんと周知いただくような協定を結んでいければと思いました。あと、ホームページでも、多分横浜に引っ越される方は横浜のホームページを御覧になられると思いますので、トップ画面にしっかりと見ていただけるような形で、その時期につきましては発信していければと考えております。

- 田中紳一委員 ゼビ混まない区役所、行かなくていい区役所づくりを進めていただくようにお願いします。
- おさかべさやか委員 このリ・デザインを行っていく区役所側の部署というのはどこになりますか。
- 渋谷市民局長 基本的には区役所全体で行っていくものだと考えております。
- おさかべさやか委員 青葉区は、子育てしたいまち推進モデル地区になって、去年の決算委員会で政策局に質問させてもらったのですけれども、やっぱりそのときに政策局と青葉区役所がこの連携をしていく上で区の主体性をどうやって引き出していくかというのが課題だったということがあったのです。

今回も区役所のリ・デザインなので、やっぱり区の主体性をどう引き出していくか。区役所業務を知っているのはやっぱり区役所側なので、そこがすごく気になるのですけれども、その点はどうお考えでしょうか。

- 渋谷市民局長 今回、地域支援の強化というお話をさせていただきましたが、委員おっしゃるとおり、やはり一番その地域の実情ですかニーズを把握しているのは区役所だと思っておりますので、その区役所が事務を効率化することによって、またデータですか、日頃の業務の中ですとか、地区担当制ですか、様々なところでその地域ニーズを把握した上で、場合によっては=区民の=地域の皆さんと協働で、●局に働きかけるものについて、しかも複数の局が関係するものについては、しっかりと区のほうで横串を刺す提案をしていただく中で、区の特性に応じた課題解決をやっていくということを目指しておりますので、青葉区の部分についてはそういう面もあったかと思いますけれども、今後、このリ・デザインにつきましては、しっかりと地域をよく知る区役所が主体となって行なうことが大切だと思っておりまして、場合によっては局のつなぎを、=区政支援=を持っている市民局のほうでもしっかりと間をつないでやっていければと考えております。
- おさかべさやか委員 やっぱり区役所側の主体性というところでは同じ認識を持っているかなと、今の御答弁で思いました。

=そう=であるならば、区役所全体が担当だという形ではなく、やっぱりどこか明確に旗振りをしていく区役所の部署というのが必要で、その部署が区の各部署の横串を刺していくという役割分担をきちんと、役割り分担というか、立てつけを明確にしていかなきやいけないのでと思うのですけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

- 渋谷市民局長 今、区政支援課ですか、地域振興課とか、福祉保健課とかある中で、委員おっしゃるような地域支援にしっかりと取り組んでいる部署というものは、今後、具体を考えていく中では検討していくたいと思っております。

部を越えた形でそれができるといいなと思っておりますので、また進捗が進みましたら御説明させていただければと思います。

- おさかべさやか委員 よろしくお願ひします。
- 竹野内猛委員 地域主体の課題解決の支援の強化へ、先ほどの市民協働の話もありましたが、この多様な主体との協働による課題解決のための区役所におけるコーディネート機能の充実を掲げていることは大変に重要な視点だと思いました。

まず、具体的にどのように機能を充実させていこうと考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

- 渋谷市民局長 先ほど協働のときにも申し上げましたけれども、なかなか限られた資源をしっかりとネットワークをした上で、地域課題の解決を図っていくことが重要だと思っております。地域力ですとか、各区内にあります市民活動支援センターといったような、地域ケアプラザもですが、中間支援組織、そういったところと区役所と一緒になりながら、課題の解決に向けて必要なネットワークをつくって対応していくことが必要だというふうに考えております。

自治会町内会をはじめ、また市民活動団体とのネットワークももちろん重要だと思っておりますし、新たにこういう活動が必要じゃないかということであれば、そういう活動を生み出すとか、人材を発掘して育成していくというようなところも含めて、しっかりと地域支援のところで進めていかなければと思っております。

- 竹野内猛委員 一方で、区役所が前面に立ってというか、中心になって、地域や住民との協働を行っていくに際して、その協働が一定の形になるまで時間のかかるものも多いと思いますし、出来上がって終わりではなくて、引き続き発展させていくような取組というものもあると思います。何より地域や住民の皆様とのコミュニケーションとか、時間をかけて醸成される信頼関係というのも重要になります。

一方で、行政の職員には一定の期間で人事異動もありますし、地域との信頼関係の構築という意味では障害となる可能性もあるのではないかと感じています。この点に関する課題認識とか見解を伺えればと思います。

- 渋谷市民局長 今回、地域支援に当たりましては、地区担当ですか、それぞれの業務で知り得た地域情報なんかを一元化して、地域情報データベース、システムまではいかないにしてもデータベースをしっかりと作ろうというふうに思っています。もちろん、委員おっしゃるとおり、本当に地区担当の皆さんなんかは様々土日も含めて行事に出られて地域と関係性を築いているのは、私も承知しておりますが。ただ、やはり異動というものもある中で、その地域の情報をきちんと引き継いでいくようなデータベースをしっかりと準備して臨んでいかなければと考えております。

あと、私は民生委員を以前に4年やっていましたのでけれども、新たな委員に変わると、きちんと御挨拶も含めて引継ぎと一緒にやるというようなこともやらせていただいておりまして。職員の異動に関しましてもそういうフォローもできるようにということで、きちんと総務局のほうからは通知が出ております。そういう関係性をきちんと継承していくというようなこともしっかりとやっていかなければいいのではないかと考えております。

- 藤代哲夫委員 持続可能な区役所、リ・デザインということなのですけれども、今の区役所機能というものはいろいろ、今、局長からもお話がありましたけれども、地区担=当=とかということでいろいろと工夫をされて、地域課題の解決ということで何とかスピーディーに解決できる区役所ということでやっていると思うのですけれども。とにかく一番大事なことというのは、最後のまとめの部分だと私は思っています。まとめということで大事なことかなと思うのですけれども。どうやって区役所と業務を所管する局が連携をしていくのかということだと思うのです。

例えば、福祉保健センターなんかでも、多岐にわたっていますね。こども青少年局もあれば、健康福祉局もあれば、医療局もあると。それから、もちろん、それ以外にもいろんな局と連携しなきゃいけないところがたくさんあるわけで。ここをやっぱり、さつきおさかべ委員からも質問がありましたけれども、少し連携の仕方ということを工夫しないと、多分まとまっていかないのではないかなと思っています。まとまってい

かないということは、区役所主体の取組にならないと思います。

確かに、区民とか地域の皆さんに向けての発信というのはいろいろ工夫できると思うのですけれども、それをどうやって発信をしていくかということもそうだし、その発信をした後の飲み取り方もどうかということもあると思います。やはり連携の仕方、いわゆる区役所主体の取組につなげていく区役所と所管する局の連携の仕方ということ、これをしっかりと見える化してもらいたいと思うのですけれども、それについての局長の今の考え方を教えていただきたいと思います。

- 渋谷市民局長　まさにそこが一番大切なところだと我々も考えております。やはり区のほうが地域のニーズを一番把握していて、それを課題解決していくに当たって、関係局とどうやってつないでいくのかというようなところは、今も区局連携事業ということで、区の提案反映制度というものを持っておりますけれども、今後、これを進めていくに当たっては、そちらも充実していく必要があると考えているところです。

また、区役所はやはり、局は縦割りになっているのかもしれませんけれども、区民の生活というのはそういうことではないと思っていますので、地域の課題というのも各局を横串を刺さないと解決できないものもあると思っておりませんので、そういうものの区から提案があった場合、どのように関係局をつないで対応していくべきかというのは、今も局の中ではプロジェクトをつくったりやっているところもありますけれども、今後、これを区の意見も聞きながら具体化をしていく中で、実際に委員がおっしゃっていたいた部分、しっかりと区主体のものを局のほうも含めて対応していく、市民の方に解決した状況を実感いただけるような体制というもの、仕組みですとか、そういうものについては、今後、具体化を考える中でしっかりと検討していきたいと思います。

- 藤代哲夫委員　分かりました。この最後のまとめのところの分野横断的な地域サポートチームの設置という、これは、私の今の考えでは、地域に対しての課題に対してこのチーム制で取り組むという、これはやり方はいろんな考え方があると思うのですけれども、その中のやはり区役所主体として局と連携してどんな事業をやっていくのか。さっき局長から●の話もありましたけれども。やはり、そういうものができたはいいけれども、縦割りにならないようにというか、どうもそういう傾向が過去にも見られる部分の取組というのは結構ありますので、そこは少し区役所主体ということをどう確立していくかということをメインに取り組んでいただければなと思います。それを意見として申し述べておきたいと思います。

- 竹内康洋委員長　他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



◎ 寄附受納について

- 竹内康洋委員長　次に、寄附受納についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 渋谷市民局長　寄附受納について、2件御報告させていただきます。

お手元の資料、寄附受納についてを御覧ください。

1件目は、現金の寄附についてで、保土ヶ谷区の案件になります。

1、趣旨は、保土ヶ谷区の故人の方から、遺言執行者を通じて、区内の障害者の支援活動への援助として活用してほしいとの申出があり、寄附受納をしたものです。

2、寄附者は、故・渡辺伴江様で、遺言執行者は栗田誠之様です。

3、寄附物件は、現金5100万円で、4、受納年月日は、令和7年6月13日です。

5、活用予定としては、災害時の電源対策・移動手段として使用する福祉避難所用のハイブリッド自動車等や、保土ヶ谷区障害者地域自立支援協議会での防災物品等の購入など、保土ヶ谷区内の障害者支援活動に活用させていただきます。

次のページを御覧ください。2件目は、戸塚区東口タクシー乗り場上屋の寄附についてで、戸塚区の案件になります。

1、趣旨は、戸塚駅東口タクシー乗り場において、当該施設が市民をはじめとするタクシー利用者の利便を図る公共施設としての機能を有することから、戸塚区が寄附受納したものです。

2、寄附者は、一般財団法人神奈川タクシーセンター会長、原信造氏です。

3、寄附物件はタクシー乗り場上屋で、4、受納年月日は令和7年6月20日です。

5、価格は税込み419万1000円で、6、設置場所は戸塚区戸塚町12番地先でございます。写真を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 報告は終わりましたので、質疑に入ります。

特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で、市民局関係の議題は終了いたしました。

◎ 閉会中調査案件について

- 竹内康洋委員長 次に、閉会中調査案件についてお諮りをいたします。

市民活動への支援及び区政の推進等について、にぎわいの創出及びスポーツ・文化活動の振興等について、安全・安心対策の推進などについて、以上3件を一括議題に供します。

お諮りいたします。

本件については、いずれも閉会中継続審査にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、さよう決定をいたします。 以上で本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書等を議長宛てに提出いたします。

◎ 閉会宣言

- 竹内康洋委員長 本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午前11時42分